

ワンポイント会計基準

vol.273 「非財務情報に関する動き（第8回目）」について

2023年1月31日に公表された「企業内容等の開示に関する内閣府令」の一部を改正する府令（内閣府令第11号）を受け、3月決算会社におかれましては、「サステナビリティに関する考え方及び取組」開示作成の最終段階にあり、それ以外の会社も順次対応されていることと思います。

既に開示案を作成されている会社も多いと思いますが、パブリックコメントに対する回答を参考にした開示のポイントをQ & A方式で御紹介いたしますので、開示内容の再確認にご利用頂ければと思います。

Q. 金融庁の「記述情報の開示の好事例集」の事例のような記述はできそうにないが、当年度は実務上対応可能な範囲で開示を行い、翌年度以降に開示を拡充させるというスタンスでもよいか。

A. その通りです。まずは現時点での各企業のサステナビリティに関する取組の開示からスタートし、その後、投資家との対話などを踏まえて開示を充実させていくことが考えられます。

Q. そもそもサステナビリティに関するリスク及び機会に重要性がないと考える場合は「ガバナンス」や「リスク管理」についても記載を省略できるか。

A. いいえ。「ガバナンス」と「リスク管理」は、すべての企業において開示が必要となります。これはサステナビリティ情報を認識し、その重要性を判断する枠組みを投資家に開示する必要があるためです。

Q. いわゆる4つの柱（枠、構成要素）は、それぞれ項目建てでの記載が必須か。

A. いいえ。一体として記載することもできます。但し、投資家が理解しやすいよう、4つのどれについての記載なのかが判るようにすることが有用とされています。

Q. GHG 排出量の実績値等、有価証券報告書の提出日までに情報を集約ができない項目があるが、異なる期間（例：前年度）の実績を開示することは問題ないか。

A. 問題ありません。概算値や前年度の情報を記載する場合、概算値であることや前年度のデータであることを記載する必要があります。なお事後的に、概算値が実際の集計結果から大きく異なるなど投資家の投資判断に重要な影響を及ぼす場合には、有価証券報告書の訂正を行うことが考えられるとパブリックコメントの回答にありますので、概算値の記載に当たっては慎重な対応が求められます。

Q. 「ガバナンス」と「リスク管理」は、気候変動関連に限定せずサステナビリティ全体の観点から記載するのか。

A. その通りです。サステナビリティ情報に関して、その重要性を判断する枠組みを開示するために、サステナビリティ一般について記載します。気候変動関連の情報についても、サステナビリティ項目の一つとして、当該枠組みで、その開示の要否が判断されます。

Q. すべてのグループ会社の多様性に関する指標を記載する代わりに、自社のウェブサイトのアドレスを参照する方法でも良いか。

A. それは認められません。投資家に対して情報の一覧性を確保する観点を踏まえ、有価証券報告書に記載が求められます。

以上